

中間のまとめに対するパブリックコメントと審議会の考え方

1 実施概要

募集期間	令和6年1月 10 日(水)～令和6年1月 26 日(金)
周知方法	・区ホームページへの掲載 ・広報いたばしへの掲載(令和6年1月 13 日号) ・区公式 X(旧ツイッター)での配信 ・新しい学校づくり課公式 X(旧ツイッター)での配信 ・「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信 ・庁舎内の広告付電子掲示板での周知 ・区立施設における閲覧(新しい学校づくり課、区政資料室、区立各図書館、各地域センター) ・区公式 LINE での配信 ・板橋区教育委員会 SumaMachi での配信 ・区立保育園、幼稚園、児童館でのポスター掲示 ・いたばし子育て応援アプリ(母子モ)での配信 ・C4th(校務支援システム)の全校掲示板での掲載
募集対象	・区内在住・在勤・在学の方 ・区内に事業所・事務所を有する個人・法人・各種団体 ・区内で活動する個人・法人・各種団体
提出方法	・直接持参 ・郵便 ・FAX ・電子メール ・Web 回答
公表資料	東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置に関する答申(中間のまとめ)
意見数等	意見提出数:100 件(必要事項未記載の意見 1 件を除く) 提出人数:37 名(すべて個人。必要事項未記載の方1名を除く) 提出方法別人数 :直接持参2名、電子メール2名、Web 提出 33 名

2 提出された意見(意見の概要)と審議会の考え方

意見の概要は、該当する各章の項目番号ごとに記載しています。

第1章 答申の策定

2 答申の位置付け

No.	意見の概要	審議会の考え方
1	P.2 図「魅力ある学校づくりプラン」の項目に将来予測できる学校(新校・中高一貫型学校整備など)を加えてほしい。	新校設置は学校整備の手段として考えられますが、本答申(P.21)では、学校用地の確保が難しいことから現実的ではないとしています。そのため、今後、教育委員会が取り得る手段として、改築改修・小中高一貫型学校整備、統合・再編等を記載しています。 また、本審議会では区立小中学校を議論の対象にしており、中高一貫型学校については、議論の対象としていません。

第2章 諮問事項と答申内容の見直し

1 諮問事項

No.	意見の概要	審議会の考え方
2	諮問事項と答申内容を見直して、「委託化した用務・調理等の人員配置について」を加えてほしい。	本答申(P.11～12)では、用務・調理だけに限らず、学校運営を支える様々な人材を活用することで、子どもたちを支援する体制の充実を図っていく必要があるとしています。様々な人材は、常勤、非常勤、委託といった様々な雇用形態や手段によって充実するものと考えます。そのため、委託という手段そのものについては本審議会の対象ではないと考えます。

第3章 板橋区立学校の適正規模及び適正配置

2 板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方

No.	意見の概要	審議会の考え方
3	児童数が多いことで、保護者の見守り体制が万全となり安心することができる。	本答申(P.22)では、大規模校の良い点として、児童数が多いことによって学校運営に協力いただく保護者が確保しやすいことを記載しています。
4	今回「1学級あたりの人数」を明記しないとされたが、この指針は重要であり、今回も明記すべき項目であったと考える。基準がなければ適正かどうかの判断が不可能である。1学級の生徒数の設置基準を設けないことが、少人数学級を求める流れに逆行してしまわないようにしてほしい。 ※その他、同様の意見6件	本答申(P.11～12)では、子どもたちの学びは、「1学級あたりの人数」といった単一の指標だけでなく、活動内容や学校運営を支える様々な人材の配置といった多くの要因により整えられるものであるとしています。 加えて、学校現場における教育内容に応じた授業展開などの工夫により、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた取組がされていることなどから、本審議会では、本答申において「1学級あたりの人数」を明記しないこととしました。 また、1学級あたりの人数の基準については、国の法令により小学校は35人学級編制、中学校では40人学級編制が示されています。加えて、国や東京都に対しては教職員の配置や学級編制基準の見直し、必要な財源措置について、引き続き要望していくことについて記載しています(本答申P.12)。
5	子どもたちの様々な状況に対応するために担任のほか、全学年に目が届くサブ担任の配置や複数担任制を実現してほしい。 ※その他、同様の意見1件	学校では、学年全体の児童・生徒をその学年の担任全員で担当するという体制をとっています。また、中学校では多くの学校が副担任制を取り入れており、小学校でも一部取り入れている学校があります。また、本答申(P.11)では、複雑多様化する課題を解決するため、学力向上専門員や学校生活支援員、スクール・サポート・スタッフなどの様々な人材を配置することによって、課題解決のための体制を整えており、ティームティーチングや習熟度別指導のように一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行ってきた旨を記載しています。引き続き、子どもの学びを支える体制の充実が必要であると考えます。

No.	意見の概要	審議会の考え方
6	居住区の学校では、教員に欠員が出た後にしばらく後任が決まらない事態が起こったことがある。全国的に教員不足の状況ではあるが、スムーズな欠員補充を行うためのシステム作りができないものか。教員確保に努めていただきたい。	全国的に教員不足の状況であることは、本答申(P.12)でも指摘しているところであり、教員に欠員が出た場合の補充については、可及的速やかに行う必要があり、様々な人材確保策によって円滑な学校運営ができる体制づくりが求められています。 教員の確保については、教育委員会において取り組んでいくものであると考えます。
7	そもそも区独自での教員採用の困難さは何に起因するのか。区で独自の予算を付けて補助講師等を積極的に採用すれば教育内容の充実は図れるのではないか。	本答申(P.12)では、区独自での教員採用について、全国的な教員不足の状況や採用後のキャリア面での課題などから難しい旨を記載しています。 一方で、教育委員会では、資料編(資料 22)のとおり、非常勤講師をはじめとする様々な人材を確保することで、円滑な学校運営のための体制を整えています。 本答申(P.12)に「人員や予算の確保」について、記載を追加しました。
8	教員の学習指導以外の業務の負担が補佐やサポートする人材の採用によって軽減されていることがわかり、今後さらにより具体的に成果が出るのではないかと期待している。	
9	児童・生徒を取り巻く環境が複雑・多様化している状況では、教員のみをもって、全てに対応することは難しくなっていることが書かれているが、まさにその通りであると考えます。だからこそ区の独自の政策として、教員以外の補助講師的な人材を積極的に採用していくべきであろう。	教員の待遇改善については、国や東京都で議論されているほか、教育委員会では教員の働き方改革を進め、教員の働く環境を整え、教育の質の向上を目指しています。 教員を増やすことで教員 1 人あたりの負担を軽減していくことは重要な視点です。一方、本答申(P.11)でお示しているとおおり、子どもたちを取り巻く環境の多様化や子どもたちが抱える問題の複雑高度化を踏まえると、教員のみで全てを対応することは難しくなっていることから、学校運営を支える様々な人材を配置することで、支援体制の充実を図っていく必要があります。学校を支援する様々な人材について、資料編(資料 22)にお示ししています。
10	教員の負担を減らすためにさまざまな人員配置をすることは悪くないが、そもそも1番良いのは教員を増やすことである。教員 1 人あたりの受け持つ児童・生徒の数、授業数、分掌数を減らして負担軽減することであり、児童・生徒一人一人に向き合う時間と余裕を増やすことができる。教員の待遇改善に努めてほしい。 ※その他、同様の意見1件	加えて、国や東京都に対しては教職員の配置や学級編制基準の見直し、必要な財源措置について、引き続き要望していく必要がある旨を本答申(P.12)に記載しています。

No.	意見の概要	審議会の考え方
11	グローバル人材の育成に向けて中学校の外国語少人数指導を実施できるよう外国語専科教室の設置をしてほしい。	本答申(P.18)では、施設の内容を考えていくにあたっては、個別最適な学びや協働的な学びの実現といった、新たな教育環境への対応ができる、柔軟な設えが重要であるとしています。そうした中で、ご指摘の外国語専科教室の設置についても、子どもたちの学びにとっては大事であると考えます。 中学校の英語の授業については、学校の実態に応じ、東京都のガイドラインに沿って少人数指導を実施している学校もある一方で、生徒数の推計に応じて普通教室を確保する必要があるため、実情を踏まえた整備が必要であると考えます。
12	外国からの転校生と従前からの子どもたちの間でトラブルが起きてしまったとき、あいキッズの責任者と担任の先生の間で何度も話し合いがあり、そうしたセクターを越えたコミュニケーションが非常に大切だと感じた。	学校と学校関係者との連携の視点は、本審議会も十分に認識しており、本答申(P.11～12 及び 23)では、課題の解決のため、教員のみならず、学校を支援する人材や関係諸団体と連携を図ることが求められている、としています。
13	少子化で学校統廃合に向かうのではなく、より子どもに手厚い教育の機会と捉え、少人数学級を実現しながら今ある校舎を存続して欲しい。	本答申(P.9～10,21)では、学校の統合・再編については、学校規模や年少人口の将来推計などを踏まえながら、また、学校規模が教育面や学校運営面に及ぼす影響を考慮した上で、検討を進めていくことが考えられる、としています。 過小規模化により学校が抱える課題は、施設整備や運営面、指導面での工夫では十分な対応ができないことがあるとともに、過小規模校を避けて隣接校への入学割合が大きくなる傾向があることから、早急な対応が必要です。 また、学校規模の大小にかかわらず、習熟度に応じた指導や少人数指導、チームティーチングといったきめ細かな指導の取組を行っています。

第3章 板橋区立学校の適正規模及び適正配置

3 板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現に向けた基本的な考え方

No.	意見の概要	審議会の考え方
14	学力の差があることが気になっている。補習授業は行っていると思うが、学力差をつけないためのフォローする取組があると良いと思う。 また、金銭的な問題で塾に通えなくても、放課後に地域の大学生ボランティアなどを募集し勉強を教えてもらう場の提供を検討してほしい。 ※その他、同様の意見2件	学校では必要に応じて放課後などに補習を実施しています。また、学校によっては、板橋区コミュニティ・スクール等を活用して地域と連携し、授業理解促進や学力向上を目的とした学習教室を実施しています。こうした取組を学校間もしくは地域間で共有していくことが重要であると考えます。教育委員会では中高生や若者を支援する施設として「i-youth」を設置しているほか、中高生を対象に、大学生などのボランティアが勉強を教え、相談を行う勉強会「学びiプレイス」を実施しています。また、大学生ボランティアは、子どもたちの学校生活や学習の補助を行う学習支援員(有償ボランティア)としても活躍しています。

No.	意見の概要	審議会の考え方
15	学区が上板橋第二小であるが、学校までの距離も遠く環状七号線を渡らなければならないため、安全性も低いため、学区を見直してほしい。	本答申(P.13～14)では、通学区域は、居住地から学校までの距離だけでなく、安全性や学校の適正規模など様々な要因に基づいて設定されており、通学区域については、適正規模の実現をはじめ通学に係る安全性や距離、小中学校の通学区域の整合性などを基本としながら、町会・自治会の区域などにも配慮して、教育委員会において検討していくとしています。小学校については、毎年実施している通学路の安全点検や学童擁護員の配置により、通学路の安全性を確保に努めています。
16	入学予定校変更希望制度により本来の通学区域外の学校に通学している場合、下の子が入学する際に抽選結果によっては同じ学校に入学できない可能性がある。今回の答申はとても評価できる内容で、このような状況が変わるか希望を持っている。通学区域外からの入学について、住所で一括りにせず、各々の状況を総合的に判断してほしい。 ※その他、同様の意見2件	学校の適正規模化を実現するにあたっては、各学校の状況に応じて入学可能数を決める必要がある一方で、様々な事情により入学予定校変更希望制度を活用する児童生徒がおり、兄弟が別々の学校になることで保護者の負担が大きくなってしまいうことも理解できます。ご指摘の入学予定校変更希望制度の運用については、教育委員会に情報共有させていただきます。
17	通学区域では、通学距離や安全性が言及されているが、学習用端末の持ち運びの負担や時間割通りのカリキュラムが行われないことにより本来不要な教科書を持って登下校をする現状がある。体力面や安全面を考慮すると、通学距離を延ばすことは現実性がないように思う。	本答申(P.14)では、通学距離に関しては、距離や道路状況等を総合的に捉え、弾力的に考える必要がある、としており、ご指摘の体力面なども含めて検討していく必要があると考えます。
18	PTA は本来、任意加入団体であるが、板橋区では同調圧力を含む加入の強制や学校長によるPTA への児童名簿の不正流出等が発生している。そのため、PTAの地区分けが言及されているPTA ありきの学校運営に「適正規模化」の効果が疑問視される。学校とPTA との関わり方については、より慎重な対応が必要ではないか。	教育委員会では、「地域とともにある学校」の実現をめざして様々な取組を行っています。また、本答申(P.14)では、学校運営を円滑に進めていくために、引き続き、保護者を含む地域との協働に取り組んでいくことが求められている、としています。また、学校運営にあたっては、PTA ありきの考え方ではなく、学校関係者や保護者、地域が一体となって進めていくことが重要であると考えます。
19	「小中一貫型学校の小学校からの進学者と、周辺小学校からの進学者との人間関係構築の差」について、私立学校でもイジメや差別の問題に発展する等、大きな課題であり、小中一貫型学校導入にあたり、具体的な対策が求められる。	ご指摘のとおり、小中一貫型学校の導入にあたって、人間関係の構築に差が出ないようすることは重要な視点であり、本答申(P.15～16)でも配慮の必要性について言及しています。具体的な対策については、引き続き考えていく必要があります。

No.	意見の概要	審議会の考え方
20	高学年生徒が低学年生徒に及ぼす影響について言及されており、高学年の過激な発言や暴力による低学年への影響や、身体的な差による低学年への影響(高学年との接触による怪我や、体格差からの恐怖心等)についての対策が必要と思われる。	高学年児童生徒が低学年児童生徒に及ぼす悪影響については、小中学校の別や学校規模などに関わらず、全ての学校において考慮しなければいけない視点です。日頃の学校運営や生活指導などを行っていく中で、進められていくものであると考えます。
21	小中一貫型学校の設置について初めての記述である。設置可能な学校や地域をいつまでに示すのか記述してほしい。	小中一貫型学校の設置が可能な学校や地域については、今後、教育委員会において示していくものであると考えます。

第4章 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備

1 基本的な考え方

No.	意見の概要	審議会の考え方
22	正門から車椅子でも通れるようにしてほしい。	施設整備を進めていくにあたっては、バリアフリーの視点を考慮することは必要不可欠であり、本答申(P.16)でも言及しています。引き続き、必要な施設整備が求められます。
23	小中一貫校や教科センター方式、フリーアドレス職員室にも触れられているが、実態は問題だらけである。現場の教職員からも意見があがっている。	本答申(P.3)では、「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営(教科センター)方式」、「職員室のフリーアドレス化」については、子どもたちの学びや教科指導の充実、児童生徒の主体性向上、教職員の働きやすさ向上といった様々な面で効果が期待でき、全国的に見ても先進的な取組であるとしています。また、本答申(P.15)では、小中一貫型学校は、小中一貫教育を進めていくうえでの一つの手段であるとしており、それぞれの取組にあたっては、現場の教職員との連携を図りながら進めていくことが重要です。

第4章 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備

2 検討すべき事項

No.	意見の概要	審議会の考え方
24	外国籍生徒への支援の充実が必要である。日本語学級に通う児童生徒は国籍も様々で、英語だけでは対応が難しいことも多い。外国語版の教科書の配布や学校だよりなどの翻訳なども必要であると考え。保護者や卒業生などにも支援ボランティアを募り、支援の輪が広がれば良いと思う。	本答申(P.18～19)では、子どもたちは複雑かつ高度な問題を抱えており、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が必要になっているとしています。保護者やボランティアを含めた様々な人材により支援を広げていくことは重要な視点であると考えます。教育委員会では、令和5年度から日本語を話すことができない児童生徒への日本語指導を行うために、当該児童生徒が在籍する学校に日本語指導員を派遣する日本語学習初期支援事業を児童生徒の編入時期に合わせて通年実施しています。従来の日本語学級における指導とあわせて、日本語教育に関する支援を行っています。 本答申(P.18～19)及び資料編(資料 25,26)に「日本語指導が必要な子どもたちの増加」について、記載と資料追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
25	外国籍児童生徒への対応について、海外では、語学が一定以上できるまでは語学学校へ行ってから入学するのが一般的であり、区でも日本語学校で教えたあとにそれぞれの学校に入学させる方が、先生方や周りの子どもたちの負担が減るのではないかと。	外国籍児童・生徒については、我が国の義務教育への就学義務はないため、日本語学校で基礎的な日本語を身に付けた後に小中学校に入学することを選択するケースも見受けられます。教育委員会では、主に 4 月入学者を対象とした小集団指導と入学時期に関わらず個別に対応する個別指導により、日本語学習の初期支援を行っています。また、通常学級に在籍しながら週に 1 回程度通い、学習する日本語学級を設置しています。引き続き、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められています。本答申(P.18～19)及び資料編(資料 25,26)に「日本語指導が必要な子どもたちの増加」について、記載と資料を追加しました。
26	災害時に、学校が避難所になった場合に、児童生徒の学習が滞ってしまうのが気になった。	本答申(P.4,13,18)では、学び舎としての本来機能に加えて、防災拠点や地域拠点としての機能も踏まえた施設内容を検討していく必要がある、としています。本答申(P.18)に「避難所運営と学校運営の両立」について、記載を追加しました。
27	学校は災害時の避難拠点になることを一番に考えてほしい。	本答申(P.4,13,18)では、学び舎としての本来の役割に加えて、災害時の避難拠点や地域活性化の拠点としての役割を担っていることを踏まえ、将来的な環境変化にも対応していく必要がある、としています。
28	児童数が多い環境に疲れる子どももいる。オンライン授業やオンライン登校などができる体制が整えば、結果的に不登校なども減るのではないかと思う。	これからの学びや多様な学び方に対応していくにあたっては、オンライン授業をはじめとする ICT 環境をより一層活用していくことが重要です。本答申(P.17)に「ICT 環境の活用のための多角的な取組の重要性」について、記載を追加しました。
29	不登校児童生徒の教育の機会をもっと検討してほしい。	本答申(P.20)では、不登校児童生徒の対応として、校内での居場所づくりや支援体制の強化を行っており、引き続き、関係者の連携を密にしながら対策を講じていく必要があるとしています。本答申(P.20)に「個別学習ができる居場所の確保や学習用端末等を活用した支援策の検討」について、記載を追加しました。
30	不登校児童生徒に対応できるスタッフの配置を増やし、不登校専門で対応するスタッフを常駐させてほしい。	資料編(資料 22)でお示ししているとおり、教育委員会では、スクールカウンセラーや適応支援アドバイザーといった人材を配置し、不登校児童生徒への支援体制を整えています。また、スクールカウンセラーは、令和 5 年度から都の配置に加えて、区で独自配置し増員しているほか、区で配置しているスクールソーシャルワーカーの増員をしています。引き続き、体制の充実が大切であると考えます。

No.	意見の概要	審議会の考え方
31	フレンドセンターや各学校での居場所づくりが徐々に増えているが、週2日開設であったり、予約制をとる学校がある。いつでも思い立った時に登校して安心できる場所を設けてほしい。また、それでも学校にいけない児童生徒は多く、自宅に引き籠ったり、フリースクールに通う場合の金銭的負担は大きいと、補助(給食代、フリースクール利用料や療育利用料)を検討してほしい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、フリースクールへの支援については議論の対象に含めていませんが、不登校児童生徒の対応として、本答申(P.20)では、校内での居場所づくりや支援体制の強化を行っており、引き続き、関係者と連携を密にしながら対策を講じていく必要があるとしています。ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。
32	教室に入室できない生徒向けに個別でオンライン授業を受けることができるスペースを作り、その様子を確認するスタッフの配置を検討してほしい。	教育委員会では、令和5年度に学校での居場所を設置しており、学校へ登校できるものの教室には入れない生徒に対して、教室や保健室とは別の部屋を用意しています。また、一部の学校では、支援員や空き時間の教員等を配置しており、別室では、座席を離したり、仕切りを置くことで個別に学習しやすい環境を整えています。本答申(P.20)に「個別学習ができる居場所の確保や学習用端末等を活用した支援策の検討」について、記載を追加しました。
33	ステップアップ教室はなぜ不登校生徒は対象にならないのか。	資料編(資料 29)でお示ししているとおり、ステップアップ教室(特別支援教室)は、情緒・行動面等で個別の対応が必要な児童生徒を対象としており、週に1回程度、指導を受ける内容になっています。教育委員会では、不登校児童生徒の対応として、校内での居場所づくりや支援体制の強化を行っており、引き続き、関係者の連携を密にしながら対策を講じていく必要があると考えます。
34	特別支援学級について、学校によって人数に差がある。学校の施設にあった学級数を算定したうえで学校運営することが必要である。	資料編(資料 15)でお示ししているとおり、特別支援学級に在籍する児童生徒数は10年前と比べて増加傾向にあり、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められています。また、本答申(P.19～20)では、特別な支援を必要とする子どもたちの数の推移を予測することは難しいものの、今後、特別支援学級や特別支援教室等に関しての適正規模及び適正配置を検討していく必要性も考えられるとしています。
35	板橋区には情緒固定学級がないため、知的障害のない生徒が特別支援学級(知的)に多く在籍している。そのため、知的障害のある生徒の居場所づくりが困難になっている現状がある。課題解決のため、支援方法を細分化し、個別のニーズをしっかりと吸い上げる必要がある。 ※その他、同様の意見1件	子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応をするうえで、情緒・行動面等で個別の対応が必要な児童生徒を対象とした特別支援学級の設置を検討することが適切であると考えます。本答申(P.19)に「情緒・行動面で個別の対応が必要な児童を対象とした特別支援学級の設置の検討」について、記載を追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
36	職員室が広く、先生を呼ぶ際に大きな声で声掛けしないといけないので声掛けができない子どもにとっては困る。出入口付近に受付スタッフを置くか、配置の変更など対応してほしい。	学校によって、職員室の広さや教員の配置は様々であり、各学校が学校運営を行う中で検討していくものであると考えます。子どもが教員に声掛けや相談がしやすいような職員室づくりを実現していくことが重要です。 本答申(P.19)に、「児童・生徒が容易に相談できるようなレイアウトの工夫等」について、記載を追加しました。
37	現在のオンライン授業は板書が見にくく、ノートが取りにくいいため、授業を理解するには難しそうである。また、音楽や体育等のオンラインで対応できない授業について、不登校生徒への個別対応を検討してほしい。	本答申(P.17)では、「好事例での発信や活用を底上げする支援等、多角的な取組を進めていくことが重要である」としています。加えて、不登校児童生徒に対する授業の個別対応についても重要な視点です。 本答申(P.20)に「個別学習ができる居場所の確保や学習用端末等を活用した支援策の検討」について、記載を追加しました。
38	学校の先生にわからないところを教えてほしいと伝えたところ、学習用端末にわかりやすい動画が沢山あると言われてしまった。生徒が学びたいと言っているのに、教える気が無いのかと不信に思ってしまう。	教員をはじめ様々な人員による丁寧な指導を繰り返すことで、子どもたちが主体的に学びを進める姿勢が身につけてきます。本答申(P.17)では、「好事例での発信や活用を底上げする支援等、多角的な取組を進めていくことが重要である」としています。ご意見の内容は、教育委員会に共有させていただきます。
39	学習用端末の持ち運びは低学年児童には重すぎて負担になっているように感じる。原則毎日持ち帰るルールややむを得ない場合のみ自宅のパソコン等からログイン可能というルールを緩和して、学校で充電ができるようにすることで極力持ち帰りの回数を減らす。先生からの毎日の連絡は自宅のパソコン等から確認することを基本とするなど、成長期の子どもたちへの体の負担にも考慮してICT教育を進めてほしい。	個別最適な学びと協働的な学びを進めるためには、本答申(P.17～18)のとおり、学習用端末をはじめとしたICT機器を効果的に活用していく必要があります。教育委員会では、学習用端末の持ち帰りを基本としながらも、児童生徒の実態や保護者からの要望等を踏まえて、過度な負担とならないよう、学校から持ち帰るものについて対応しています。
40	ICT教育について、学校によって学習用端末の利用状況がかなり違うようである。学校間で差が出ないように進めてほしい。 ※その他、同様の意見1件	個別最適な学びと協働的な学びを進めるためには、本答申(P.17～18)のとおり、学習用端末をはじめとしたICT機器を効果的に活用していく必要があります。そのためには、各学校に配置しているICT支援人材によるサポートや、ICT機器活用に関する研修の実施、活用好事例の発信や活用を底上げする支援など多角的に取り組み、活用を推進していくことが重要です。 本答申(P.17)に「ICT環境の活用のための多角的な取組の重要性や活用状況に著しい差が出てしまわないような連携」について、記載を追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
41	学習用端末について、Youtubeなどが制限なく閲覧できるようになっている。親が不在の場合は、利用のコントロールが難しいため、学習用端末の使用許可時間を設定してほしい。他自治体では、21時や22時に設定しているところもあると聞いている。 ※その他、同様の意見1件	各家庭における学習用端末の活用は子どもたちの主体的な学びを実現するうえで重要であると考えます。教育委員会では、学習用端末におけるYoutubeの使用許可時間について、午前0時から5時までの間は視聴制限をしており、児童生徒が学習用端末を活用する能力だけでなく、自ら時間を管理して使用する姿勢を育成することをめざしています。
42	学習用端末の活用について、自宅学習ドリル以外にも学びになる取組やシステムを増やしてほしい。担任とのやりとりは未だに連絡帳を使用しているが、欠席遅刻連絡で使用しているシステムがあるので、担任への体調などの連絡やその他の相談ができるコメント欄があると良いのではと思う。その他、学習用端末を活用し、子どもたちが興味のある仕事や事柄など、日々感じたことをとことん調べて発表し学びにする授業や個々の感性や個性を認め合う学習を増やしてほしい。	個別最適な学びと協働的な学びを進めるためには、本答申(P.17～18)のとおり、学習用端末をはじめとしたICT機器を効果的に活用していく必要があります。また、調べ学習や学習における興味を探究するための活用だけでなく、ご指摘のような学校と家庭を繋ぐ連絡手段としての活用など、ICT環境をより一層活用していくことが求められています。 本答申(P.17)に「ICT環境の活用のための多角的な取組の重要性」について、記載を追加しました。
43	インフラとしてのICT化については課題として言及されているが、教員のITリテラシーや教育カリキュラムといったソフト面での検討がされておらず、学校規模の適正化とICT教育推進の因果関係が不明である。	本答申(P.17)では、ICT技術の更なる向上等を踏まえた教育環境の整備の必要性についてソフト面から言及しています。 本答申(P.17)に「ICT環境の活用のための多角的な取組の重要性」について、記載を追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
44	友人間や部活動の子ども同士の連絡等にSNSを利用しているが、ルールや規制の検討が十分でなく、子どもたちの人間関係等への影響が懸念される。子どもにスマートフォンを買い与えたものの、適切に管理できないと悩んでいる保護者もいた。また、部活動という正規の学校活動において特定のSNSアプリが連絡手段として保護者の間で当然のように使用されていることに強い違和感がある。個人情報保護の観点からも、メール送信と信頼性の低い SNS 使用を比較した際のメリット・デメリットについて保護者が客観的に判断できるようになる教育、啓発も重要と思われる。	スマートフォンや SNS 等の利用にあたっては、メリットデメリットを正しく理解したうえで適切に利用することが必要であり、そのためには教育委員会や学校、保護者それぞれが子どもたちへ指導・啓発していくことが重要です。また、教育委員会では、子どもたちがスマートフォンやタブレット等を使用するにあたって、指導や啓発を目的としたリーフレットを作成しています。 本答申(P.17)に「ICT 機器を使用する際にルールやリスク」について、記載を追加しました。
45	教育現場で実際に起きている問題にいち早く対応できる体制が、今以上に整備されることを望みます。現場で児童・生徒の一番近くにいる教師のリアルな声に瞬時に対応できる具体的な整備を、今後さらに強化してほしいです。	本答申(P.11,18)では、学校運営を支える様々な人材を配置することで支援体制の充実を図る必要性と、施設内容を検討する際、子どもたちや教職員など様々な主体の意見を取り入れながら議論をしていく重要性について記載しています。現場の声を大切に、多様化する様々な需要に応えていく必要があります。
46	学校の提出課題への取り組みと部活の両立が難しいことが多い。子どもたちの生活時間や課題の負荷をある程度「見える化」し、教職員も保護者も子どもたちの体調、健康管理をもっと意識する必要があるのではないか。	子どもたちのより良い成長のためには、学習面や部活動、家庭での生活面など様々な視点から考えていく必要があります。学校や家庭、地域が連携して支えていくことが必要であると考えます。
47	あいキッズが小学校敷地内にあることで、子どもたちの移動時間やたくさんの荷物を持つての危険な移動、事故、トラブルなどのリスクを軽減できていると強く実感できた。中学生も部活動の後に時間をかけて学習塾や進学塾に行かずとも、数学や英語の演習といったメニューが週に1,2回でも校内で提供されたら非常にありがたい。	学校では必要に応じて放課後などに補習を実施しています。また、学校によっては、板橋区コミュニティ・スクール等を活用して地域と連携し、授業理解促進や学力向上を目的とした学習教室を実施しています。こうした取組を学校間もしくは地域間で共有していくことが重要であると考えます。教育委員会では中高生や若者を支援する施設として「i-youth」を設置しているほか、中高生を対象に、大学生などのボランティアが勉強を教え、相談を行う勉強会「学び i プレイス」を実施しています。また、大学生ボランティアは、子どもたちの学校生活や学習の補助を行う学習支援員(有償ボランティア)としても活躍しています。

No.	意見の概要	審議会の考え方
48	あいキッズの新しい施設は小学校校舎と一体のため、耐震性や防犯、防火設備など安心感があつた。一方、民間の習い事、学習塾、進学塾は雑居ビルなどで事業が実施されていることが多く、避難マニュアルの整備や防災訓練が十分に行われていないのが現状で不安が大きいことから学校で夜間の校舎の活用を新たに検討してもらえたら非常にありがたい。	本答申(P.18,23)では、施設更新を考えるにあたっては、施設の多機能化や他の公共施設との複合化をはじめとした次世代の公共施設や学習空間のあり方について言及しており、校舎の一部活用も検討の余地があると考えます。また、教育委員会では中高生や若者を支援する施設として「i-youth」を設置しているほか、中高生を対象に、大学生などのボランティアが勉強を教え、相談を行う勉強会「学びiプレイス」を実施しています。また、大学生ボランティアは、子どもたちの学校生活や学習の補助を行う学習支援員(有償ボランティア)としても活躍しています。
49	あいキッズでは工作や音楽、英会話や算数の学習など多様な教育メニューがあり、また、送り迎えの必要がなくてありがたいと感じ、費用面でもとても助かった。中学校でも民間業者との連携も視野に入れながら教育人材・資源の有効活用と家庭の経済力の違いによる教育格差の是正を積極的に進めてほしい。	
50	発達障害を含め、児童生徒の多様化に対応した包括的教育、障害児を分離しない教育を行ってほしい。	本答申(P.4)では、「障がいの種類や程度に応じた指導や支援による、誰もが共に学び合うインクルーシブ教育等の重要性が増している」としています。インクルーシブ教育は多様性を尊重し共に学ぶ仕組みで、個に応じた合理的配慮が提供される必要があります。共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに的確に応えるための多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えます。本答申(P.19)のとおり、通常学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を整備し、一人ひとりの特性や支援レベルに応じた環境の充実を図っていくことが求められています。
51	障がい(知的障がい、学習障がい)を持つ2人の子の保護者だが、学習用端末を活用することにより受けられる合理的配慮はたくさんあり、使用ルールを設けることで配慮が受けにくくなってしまったため、ルールは最低限にしてほしい。	個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けては、本答申(P.17~18)のとおり、学習用端末をはじめとしたICT機器を効果的に活用していく必要があります。その中で、持ち運びの負担感や利用ルールの見直し等については、ICT教育の状況を総合的に勘案し、考えていく必要があります。本答申(P.17)に「ICT環境の活用のための多角的な取組の重要性」について、記載を追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
52	障がい者計画 2030 及び障がいしゃ福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)(素案)のパブリックコメントに対する区の考え方では、「学習障がいについては、担任等が授業の中での読み書きの様子や、読みのアセスメントである MIM 等を通して実態を把握しており」とあるが、MIM には3つの段階がある。板橋区では第3段階(学習の伸びや定着が見られない子どもに配慮して、学校内外で補足的・集中的な指導の実施や、より個に特化した指導を展開する)の指導をできる教員はいるのか。そこまでの支援を見据えた活用をしてほしい。	資料編(資料 15)でお示ししているとおり、特別な支援を必要とする児童生徒数は 10 年前と比べて増加傾向にあり、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められています。ご指摘の内容も含めて、心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援等を行う学校生活支援員等も活用しながら、本答申(P.19)では、子どもたち一人ひとりの特性や支援レベルに応じた体制を充実させていくことが重要であり、資料編(資料 22)に様々な支援人材をお示ししています。
53	特に学習障がいはスピードが大事である。合理的配慮を学校に申請すると、校内委員会などで長時間かかる。知識・経験の浅い教員にとっては、負担も大きい。ため、合理的配慮事例集やマニュアルを公開してはどうか。	資料編(資料 15)でお示ししているとおり、特別な支援を必要とする児童生徒数は 10 年前と比べて増加傾向にあり、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められています。合理的配慮事例集やマニュアルの公開に関するご意見は、教育委員会に共有させていただきます。
54	学びのエリア、小中一貫校、板橋区コミュニティ・スクール等の取り組みは、端的に何を目標しているのか非常に分かりにくい。答申の中では外国にルーツを持つ子どもの増加などに触れられているが、日本語を母語としない子どもに対する教育体制は非常に脆弱であると言える。例えば、学びのエリア内に1校は日本語教育に特化した学校を作るなどして、エリア内での調整を図るといった特色を持たせるのであれば非常に有効であると思う。そのような指針もなく、小中学校をグループ化したところで、保護者目線では何の効果を期待して良いのか分からない。	本答申(P.14～16)では、学びのエリアと小中一貫型学校及び板橋区コミュニティ・スクール等の目的について、それぞれ「小中一貫教育の推進」と「学校と地域が互いに課題を認識し、一体となって地域の子どもたちを育む仕組み」であると記載しています。 一方で、日本語指導を必要とする子どもたちへの支援体制については、ご指摘のとおり引き続き体制を整えていく必要があります。 本答申(P.18～19)及び資料編(資料 25,26)に「日本語指導が必要な子どもたちの増加」について、記載と資料を追加しました。

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

1 小規模化対応

No.	意見の概要	審議会の考え方
55	教育環境整備が学校の統廃合ありきにならないことを望む。板橋区内の学校は敷地面積が狭い。新しく敷地を確保することは難しい中で、2つの学校を1つの学校の敷地に入れてしまうのは無理がある。	本答申(P.9～10,21)では、学校の統合・再編については、学校規模や年少人口の将来推計などを踏まえながら、また、学校規模が教育面や学校運営面に及ぼす影響を考慮した上で検討していくことが考えられるとしています。

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

2 大規模化対応

No.	意見の概要	審議会の考え方
56	志村小・志村四中の中小一体型学校を強行しようとする姿勢は、答申にある「大規模校化を解消する取り組み」と矛盾するのではないか。 ※その他、同様の意見1件	教育委員会において、志村小・志村第四中小中一貫型学校の設置に向けて取組を進めていることは審議会としても承知しているところであり、個別の事由についての議論はしていませんが、小学校、中学校がそれぞれ大規模になるわけではないため、本答申(P.21～22)にある「大規模化を解消する取組」に矛盾するものではないと考えます。
57	子が大規模校に通っていたが、少人数学級が実施できない期間があり、学習塾に通う資力の有無や家庭指導の有無によって学力に差が生じていると感じた。また、高校受験を控えて進学塾に通うと家庭における経済面や生活面で余裕がない状態となる。	本答申(P.21～22)では、大規模化が進んでいる学校については、余剰スペースの普通教室への転用や増築などによる教室・諸室の確保を進めつつ、学校の隣接用地を含めて、課題が最小化し、教育環境が充実するよう努めていくことが重要である、としています。引き続き、大規模校の課題が解消するような取組を進めていくことが求められています。
58	金沢小について、児童数に対して学校の規模が足りておらず、図書室や音楽室を普通教室に転用しているため、やむを得ず教育内容を縮小せざるを得ない状況になっている。数年後には大規模マンションが建設される予定であり、児童がさらに増えることが予想されることから、大規模化の解消に向けて、通学区域の再編または学校の追加設置をお願いしたい。 ※その他、同様の意見1件	本答申(P.21～22)では、大規模化対応の取組には、増改築、通学区域の変更、余剰スペースの活用による教室等の確保などの施設整備面での取組と、様々な人材の配置や時間割の調整などの学校運営面での取組を記載しています。教育委員会では、規模集合住宅の建設情報などを基に、学校別に児童数や学級数の推計を行っており、これまでも適正規模化のための通学区域変更などを行ってきた一方で、近隣小学校の学級数や教室数の状況によっては、区域変更が難しい状況もあります。また、新校設置は用地確保が困難である土地情勢から慎重に検討する必要があります。児童数や学級数の推計をもとに、各学校の状況に応じて必要な対応をしていくこととなる、と考えます。
59	金沢小は、校庭は広いが児童数が多いため外で遊べない日もあると聞いている。児童数を減らす工夫をして、毎日外で遊べるようにしてほしい。	本答申(P.21～22)では、大規模対応の取組には、増改築や通学区域の変更、余剰スペースの活用による教室等の確保などの施設整備面での取組と、学校運営上の工夫により教育環境の充実に努めていくことが重要としています。限られた条件下であっても、課題最小化のための取組をしていく必要があります。

No.	意見の概要	審議会の考え方
60	教室不足について、小中一貫教育の方針を踏まえると、中学校の施設を活用することはできないか。学校を新設したり、通学区域を変更するよりも簡単にでき、子どもたちにとっても異学年への意識が高まる良い機会になると考える。	本答申(P.21～22)では、大規模化対応の取組には、増改築、通学区域の変更、余剰スペースの活用による教室等の確保などの施設整備面での取組と、様々な人材の配置や時間割の調整などの学校運営面での取組を記載しています。また、ご指摘の中学校施設の活用については、学校間の距離や学校運営に係る調整を十分に行う必要があると考えますが、小中一貫教育の視点では良い機会になると考えられます。 本答申(P.22)に「校外施設の活用検討」について、記載を追加しました。

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

3 適正配置

No.	意見の概要	審議会の考え方
61	中学校部活動は外部委託するなど、大人の目が行き届く環境にしてほしい。	本答申(P.13,23)では、中学校部活動の地域連携及び地域移行は今日的な課題であり、学校の適正配置を進めるにあたってもあわせて考えていかなければいけない視点であるとしています。教育委員会では、区立中学校部活動の地域移行を推進するための計画を策定しているところです。
62	学校の業務軽減にもつながる区立図書館の改革(不登校児童の学校外の居場所としての活用、図書のオンライン予約と区立学校への配送と受け渡し返却業務)をしてほしい。	本答申(P.22～24)では、学校の適正配置を考えていくうえで、図書館などの学校以外の公共施設との連携や複合化も重要な視点であるとしており、今後の取組が期待されます。
63	中等教育の質の向上(中学校の授業改善、部活動の中体連の在り方、部活動の完全地域移行、中等教育での海外留学への進路開拓、都立高校の専門的な技能習得訓練校の充実)をしてほしい。	「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」を育成するためには、ご指摘の点も必要であると考えます。本答申(P.13,23)では、中学校部活動の地域連携及び地域移行は今日的な課題であり、学校の適正配置を進めるにあたってもあわせて考えていく必要があるとしています。また、都立高校の特色ある取組を情報収集し、活用できる視点の研究が大切です。

第6章 おわりに

No.	意見の概要	審議会の考え方
64	板橋区の教育は教育・心身・環境共に手厚いと感じる。PTA 活動で子どもたちの活動を見る機会から、子どもたちは高度な義務教育を受けており、大人がそれをつぶさないようにすることがないと思う。	本答申(P.24)では、子どもたちのより良い成長のためには、学校の規模や配置の適正化を図り、魅力ある学校を作っていくことが重要であるとしています。 今後も子どもたちの学びが深まる環境整備が求められています。

答申全体について

No.	意見の概要	審議会の考え方
65	板橋区教育環境の向上よりも、学校(区域と箱)を再編成し、板橋区のコストパフォーマンスを上げる事に重きを置いた、後ろ向きな施策に感じる。板橋区教育環境を改善し、若年層を増やす為の施策があっても良いのではないかな。	本答申(P.1～2)では、近年の教育環境の著しい変化を踏まえて、更なる教育内容の充実と教育環境の整備に向けて、区立学校の適正規模及び適正配置の視点から、今後教育委員会が取るべき方向性の基本的な考え方や具体的方策について示しています。
66	全ての児童・生徒が平等に教育や支援を受けられる環境の整備がなされることが一番である。今回の中間まとめを読み、どの課題もその方向で検討されていることがわかった。	本答申(P.1～2)では、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層確実に育成する必要性を記載しており、様々な視点から議論を進めてきたところです。
67	パブリックコメントの主旨が分かりにくい。板橋の教育にとって重要なことであるならば、問題点をわかりやすく整理し、区民に広く広報してほしい。また、現場の教職員、保護者、専門研究者による検討会などをもち、根拠ある議論を重ねてほしい。 ※その他、同様の意見2件	本審議会において議論が必要となった背景や審議項目等については、本答申(P.3～4)に記載しています。また、パブリックコメントを実施するにあたっては、広報紙や区ホームページなど通常の広報に加えて、児童生徒やその保護者、教員、未就学児保護者からもご意見をいただくべく、様々な周知方法により広報しました。加えて、本審議会には、学識経験者(教育分野・建築分野)5名、公募区民2名、現教員2名をはじめとする様々な立場や知識を有するメンバーにより、それぞれの知見を活かした議論を行っています。
68	『広報いたばし』における意見募集に関しては、「今回のパブリックコメントの募集は区立小中学校の適正規模・適正配置のあり方をはじめ、区の今後取るべき方向性の基本的な考え方・具体的な方策をまとめるため、答申(中間のまとめ)を作成しました。」との記載のみで意見を求めているが、何に関して意見を述べればよいのか理解できない。答申の内容を理解するには区役所に赴くか、担当課に電話するか、HPを検索するしかなく、本気で区民の声を聴こうとしているとは思われません。	パブリックコメントを実施するにあたっては、広報紙や区ホームページなど通常の広報に加えて、児童生徒やその保護者、教員、未就学児保護者からもご意見をいただくべく、児童生徒保護者への情報連絡ツールや未就学児が集まる児童館や区立保育園へのポスター掲示といった様々な周知方法により広報しました。 また、広報いたばしでの掲載内容については、紙面の都合上、記載は実施概要までとなり、詳細は窓口や区ホームページにおいて確認いただくことになっています。

その他について

No.	意見の概要	審議会の考え方
69	中学校制服を学校指定から標準服にしてほしい。 ※その他、同様の意見2件	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、中学校制服について議論の対象に含めていませんが、現在、教育委員会では全て区立中学校に制服ではなく、標準服を導入しています。

No.	意見の概要	審議会の考え方
70	学校指定の上履きやスクール水着を廃止してほしい。 子どもの成長に伴い頻繁に買い替えるのは負担が大きい。現在は指定が望ましいとされているが、指定があれば指定を買う家庭が多いと思う。いっそ色や形式のみを統一し、学校指定の形は廃止にしていきたい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、学校指定の上履きやスクール水着について議論の対象に含めていませんが、ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。
71	中学校制服を子どもの成長にあわせて頻繁に買い替えるには価格が高すぎるため、安価にしてほしい。あるいは、全校同じ制服にすることで、価格を下げる、中古流通量を増やすなどの対策を検討してほしい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、中学校制服について議論の対象に含めていませんが、標準服の価格や中古流通量については、製造や小売、中古市場の状況で決定されていくと考えます。また、学校単位で標準服をリサイクルする取組も行われており、保護者負担が減少する取組である、と考えます。
72	志村小・志村第四中小中一貫型学校説明会では、9年間の小中一貫型学校は大きな魅力だと何度も強調していたが、一体何人の生徒が9年間一貫教育となるのか。やはり志村小・志村第四中小中一貫型学校は考え直した方が良い。	教育委員会において、志村小・志村第四中小中一貫型学校の設置に向けて取組を進めていることは審議会としても承知しているところですが、個別の事由についての議論はしておりません。本答申(P.15～16)では、小中一貫型学校は「小中一貫教育を推進し、子どもたちのより良い学習環境の整備と成長機会の提供のための1つの手段であり、学校の形態における新たな選択肢である」としています。加えて、設置にあたって考慮すべき内容や配慮する必要がある点について示しています。
73	志村小・志村第四中小中一貫型学校の設置について、住民説明会で出された設置の見直しを求める意見等を答申に反映するよう、審議会で検証してほしい。また、通学する地域住民の子どもたちが喜んで通学できる学校設置をお願いしたい。	
74	フリースクールに通う子どもたちの支援をしてほしい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、フリースクールへの支援については議論の対象に含めていませんが、教育委員会では、小学3年生から通うことのできるフレンドセンターや不登校児童生徒への取組を進めています。ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。
75	給食を無農薬野菜で作ってほしい。地産地消で子どもたちが安心安全で食べられる給食が望ましいので、地元の無農薬農家と提携することで、WINWINの関係になると思う。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、給食食材については議論の対象に含めていませんが、教育委員会では、区内農産物や板橋区と交流のある都市の農産物を使用することによる食育推進の取組を実施しています。ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。

No.	意見の概要	審議会の考え方
76	令和5年度の予算で教育関連予算が増えたことは歓迎しているが、今後も「教育のいたばし」を標榜するのであれば、さらに大幅な予算を付けて 抜本的な見直しと支援を進めていくべきだと思う。	「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層確実に育成するために、必要な教育予算を確保することは重要であると考えます。 本答申(P.12)に「人員や予算の確保」について、記載を追加しました。
77	18 時前後の時間帯は夕食の時間と重なるので、子どもたちの健康にしっかり配慮した軽食のメニューは必要になる。あいキッズは予算の制限や調理設備の制限が大きく、質の面で、化学調味料の問題など不安があったのは残念だった。夏休み、冬休み等の学童保育でお弁当が注文できるのは助かったが、肉料理が中心で子どもが食べづらいときもあったようなので配慮は必要だと感じた。共働き家庭やひとり親家庭の事情、ヤングケアラーの支援も含めて都、政府に予算を要求していき、中学生の放課後の教育環境の整備に舵を切ってもらいたい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、あいキッズの食事提供や放課後対策事業の中学生への拡大については議論の対象に含めていませんが、ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。 審議会としては、本答申(P.11～12)のとおり、子どもたちを取り巻く環境の多様化や子どもたちが抱える問題の複雑高度化を踏まえると、教員のみで全てを対応することは難しくなっていることから、学校運営を支える様々な人材を配置し、関係機関との連携が重要であると考えます。また、国や東京都に対して、予算や人員の視点から適切に要望していくことも重要です。
78	学科指導においては現在、加賀中学校は英語教育や SDGs 教育などは現代社会に適合した新しい教育内容になっているため、民間の進学塾の旧態依然とした英語指導の内容や受験に特化した教材は時代遅れではないかと感じる。学校側が周辺地域の教育事業者に対してイニシアチブを発揮してもらいたい点が多々ある。危機管理や引き渡し訓練などについても学校側に優れたノウハウがある。また、これから日本版 DBS による取り組みが進んでいくと思うが、学校、民間事業者の区別なく、すべての教育環境において、子どもたちの犯罪被害を『絶対に未然に防止する』という強い決意ですべての教育関係者には臨んでももらいたい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、頂いたご意見については議論の対象に含めていませんが、ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。また、子どもたちの犯罪被害防止にあたっては、絶対にあってはならないという強い信念を持ち、子どもたちの多様性に配慮した施設づくりや居場所の創出などの視点を加えながら、議論していくことが重要であると考えます。
79	公立中学をもっと魅力的な場所にすることで、公教育の底上げをしてほしい。	本答申は、子どもたちのより良い成長のためには、学校の規模や配置の適正化を図り、魅力ある学校を作っていくことが重要であるとしています。